鉄街围憲法

鉄街国は、政治を抜本から改革し、全ての人々が政治に参加でき、国民の幸福のために国民が政治を行う真の国民主権国家とする。そもそも他国の民主主義は年齢による差別が残存しており、真の国民主権とは程遠いものである。本来これは立憲主義の開花から300年以上が経過している中、世界で当たり前になっているべきであるが、鉄街国は世界で初めて参政権における年齢制限を撤廃することで、真の国民による国民の幸福のための政治の実現を目指す。

1章 国家の基本

- 1項 鉄街国の領土は旧鉄街地方全域、公用語は日本語、首都は鉄街市、副首都を高都市とする。
- 2号 鉄街国は海外領土として灰鉄国をもち、特に定めのない限り本国法を適用する。
- 2項 人口などは、人籍より集計する。人籍に記載されていない内容は、いかなる場合でも国は集計できない。

2章 国民の権利・義務

1条 1項 鉄街国民は出生から死亡に至るまで以下に定める権利を区別なく有し、これらは侵されない永久のものである。

- 1. 飢餓や紛争など生命に危険が及ぶことなく生活する権利
- 2. 国会に参加し、選挙に立候補また投票し、請願を行うなど政治に参加する権利
- 3. 経歴、年齢、性別、家柄などによる不当な差別を受けない権利
- 4. 国家の不当な行いで損害を被ること無く、また被った場合は補償を受ける権利
- 5. 自らの姓名をいつでも自由に変更する権利
- 6. 自由に訴状を提出し、裁判を受ける権利
- 7. 婚姻・離婚、入退学などを年齢、性別に縛られることなく行う権利
- 8. 通信・会話その他コミュニケーションを検閲や盗聴されること無く行う権利
- 9. 創作物に検閲や規制がかかることなく自由に創作し公開する権利
- 2項 国は1項に定める各権利を保護しなければならない。
- 2条 1項 鉄街国は国民の幸福のために国民が政治を行う理念の元、その運営資金は国民が負担する。これを達成するため、国民また会社には税金を課す。
- 2項 環境に多大な悪影響を与え、度々交通事故により死傷者を発生させる道路車両のうち、個人が所有し公共の目的で 利用しない自家用車は、今後一切の所有使用を禁じる。
- 3項1号 社会生活に最低限必要な知識教養を全ての国民が身につけるため、全ての国民は国民学校を少なくとも一度は卒業しなければならない。また親権者は養育する子を国民学校に入学させる義務を負う。
- 2号 ただし、高等学校以上の普通科を卒業した者は義務教育を終了したとみなす。
- 4項 全ての会社を含む団体、個人、または国は、デジタルによる表などを取り扱う際、互換性を向上させあらゆる環境で取り扱えるよう、ODFまたはCSVフォーマットを用いなければならない。

3章 政治

- 1条1項1号 鉄街国の政治は開放されたものであり、年齢・国籍・性別・職業その他一切によって政治への参加を制限されない。ただし、日本語を読解できなければならない。
- 2号 1号を達成するため、国会はいかなる場合でも立ち入りを断ってはならない。ただし日本語を理解できない者は議決に参加できないため、傍聴室へ誘導しなければならない^{**}。
- ※議決に参加する者に連れられている場合は除く。
- 二項 国家の最高意思決定機関は国会であり、内閣は国会の承認を得なければいかなる政令も実行できない。
- 三項 国は意図しない加入による負担増加を避けるため、強制的に加入しなければならない制度を創立してはならない。
- 四項 真の国民主権化が達成されていない国家との正式な国交は持たないものとする。また、それらの国家が数多く加盟している国際連合・世界保健機関なども同様に、正式な関係は加盟国大半の真の国民主権化が達成されるまで持たないものとする。
- 二条一項 国会は国家の最高意思決定機関であることから、決定するべき事項が発生した都度開かれる。また、決定するべき事項が存在しなくなったとき、国会は直ちに閉じられる。
- 二項 国会でのいかなる議決も、国民の半数以上が出席しない場合は行うことができない。またいかなる人、機関、団体 も国会への参加を妨害してはならない。
- 三項 国会でのいかなる議決も、二項を満たしかつ出席した者の九〇%以上の賛成によって可決される。
- 四項 1号 国会の議長は原則として内閣大統領であるが、死去したなど出席できない場合は、決定するべき事項を国会に提出した者が議長を務めなければならない。
- 2号 内閣大統領が出席できない場合の議長は、以下に定める者が務める。

- 1. 請願…請願主、複数の場合は代表者
- 2. 内閣の行動承認…行動する機関を管轄する大臣
- 3. 海外との条約承認…外交大臣
- 4. 立法及び改正…法律案を提出した者、複数の場合は代表者
- 5. 裁判所による違法行為の疑いがある者への訴訟…その裁判所のいずれかの裁判官
- 6. 政治的訴訟…訴状を提出した者
- 7. 裁判官弾劾及び内閣解散…それを要求した者、複数の場合は代表者
- 5項 人々は国会に請願する権利を有し、これを断ってはならない。ただし、日本語以外での請願は認められない。
- 6項 法律制定/改正は、その案が国会で可決された後、法案に特筆されている場合その日に、そうでない場合は可決から5日後に有効となる。
- 7項 国会はインターネットを用いて閲覧及び個人番号による遠隔投票を行えるようにしなければならない。
- 三条 一項 一号 内閣の最高責任者である大統領は、国民の選挙により選出された上で、国会の承認を受けなければならない。通常この選挙は一年毎に行われる。
- 2号 大統領は、全国統一選挙区で争い、最上位1名を選出する。
- 二項 内閣大統領は、各種大臣を指名して内閣を構成する。また、内閣大統領は各種大臣を自由に罷免できる。
- 三項 内閣は国会で承認された政策を実行する機関である。また、内閣大統領は国会に対し政策案を提出し承認を求める ことが出来る。

四項 内閣には以下の省庁を置く。

- 1. 国内の交通機関を管理し、公営道路を整備する交通省
- 2. 外国との交渉を行い、条約を締結し、入出国を管轄する外交省
- 3. 自然を保護し、環境に悪影響を及ぼすものを規制する環境省
- 4. 会社の籍を管轄し、違法会社に対し勧告を行う会社省
- 5. 国内の科学研究を支援し、技術発展を推進する科学省
- 6. 無教養者を無くすよう努め、違法学校に対して勧告を行う教育省
- 7. 裁判所を設置運営し、裁判を受けられないものが発生しないよう務める裁判省
- 8. 国内に警備隊を配置し、治安の維持向上に務める治安省
- 9. 国家資格を管轄し資格試験を実施する資格省
- 10. 国内の食料を安定供給させ、飢餓を阻止する農業省
- 11. 国立銀行を運営し、通貨を流通させる貨幣省

五項一号 内閣は、国会で辞職案が可決されたとき・大統領選挙から一年が経過し、次の大統領選挙が行われるとき・内閣大統領が死去あるいは病気などで業務を続けることが困難になったとき、直ちに解散しなければならない。

二号 ただし、一号に定める解散後も次の内閣が構成されるまでは前の内閣が担当するが、新規に政策案を国会に提出する権利は解散が決定したとき停止されるので、次の内閣が構成されるまでは、既に実施中の政策を引き続き行うか、国民の請願による政策を実行する事のみできる。

六項 内閣大統領、国務大臣、内閣に属する省庁に務める職員の給与は、6章2項に定める最低賃金とする。

七項 内閣大統領、国務大臣は、原則として常に動ける状態でなければならないので

- 1. 学校は通信制のみ
- 2. 遠隔で行えない又は緊急性があり先送りできない業務を含む就労はできない
- 3. 被法定代理人または親権下の子供が居る場合は、それを他人に預けなければならない
- 4. 首都または副首都に置く、国営住居に移住しなければならない

これらを行えなくなったときは、辞職しなければならない。

四条一項 全ての選挙において、他の者に対し特定の立候補者に投票を呼びかける行動(以下選挙運動という)は原則としていつどこでも自由に行える。ただし、不正選挙を防止し、周辺への悪影響を抑えるため、以下の制限を設ける。

- 1.13章に定める騒音制限その他公害制限に違反してはならない。
- 2. 地位を以て特定の立候補者への投票を押し付ける行為をしてはならない。これは、地位のある者の選挙運動自体を制限するものではない。
- 3. 日本語以外での選挙運動は行ってはならない。
- 4. 鉄街国外で選挙運動を行う場合、その国の法令に準拠すること。
- 5. 物品その他を提供する見返りに投票を求める行為(買収)は行ってはならない。
- 二項 全ての選挙は平等記名式とする。
- 3項 全ての選挙では、プラス1票だけでなく、マイナス1票や無票*を投じることが出来る。また期間内に投票を行わない場合無票扱いとなる。
- ※全ての立候補者に対し+-どちらも行わない票。
- 4項 全ての選挙は、鉄街国外や自宅などから個人番号によって投票できる。
- 5項 同票者が複数発生し当選者を確定できない場合、同票の立候補者のみで再選挙を行い、最終決定を行う。
- 6項 鉄街国民でない者も日本語を理解できる場合鉄街国選挙に参加できるが、以下の制限を設ける。
 - 1. 投票する場合、投票日に鉄街国に入国滞在する権利を有しなければならず、鉄街国外から遠隔投票はできない。
 - 2. 立候補する場合、届け出から当選発表まで鉄街国に滞在する権利を有さなければならない。なお当選し就任した場合、少なくとも任期中は滞在権利が保証される。
- 7項 投票期間は、原則として2週間とする。また立候補期間は、少なくとも1週間を確保しつつ、投票期間開始の前日までとする。

- 2号 投票期間中、現地投票所は1秒たりとも閉鎖できず、常に開放されなければならない。またネット投票は、24時間受け付ける。
- 3号 現地投票所は、以下の場所に置く。なお以下において、最寄りの投票所が500m以上離れる住居が存在しないようにしなければならない。
- 1. 鉄道の駅すべて
- 2. バス停すべて
- 3. その他選挙管理委員会が指定する場所
- 4号 生活保障を受けている者が投票を行うために係る費用は、すべて国家が支出する。
- 8項 同一の者が複数票を投じる行為を防止するため、鉄街国民は個人番号、外国人は身分証明書によって確認を行わなければならない。また修正など同一の者が複数回投票した場合は上書き扱いとし、最新の投票を有効とする。
- 9項1号 投票は、原則として正しい漢字・ひらがな・カタカナを用いなければならないが、誤った漢字を記入したり、漢字を理解できないのでひらがなで投票した場合も、他の候補と混同しない程度であれば有効票とする。
- 2号 通常投票時に名前以外が記入されていた場合は無効票となるが、3号に定める場合を除く。
- 3号 同姓同名者が立候補した場合は、以下のいずれかのうち選挙管理委員会が決定した物によって区別する。この場合 のみ2号に反して名前以外を記入できる。
 - 年齢
 - 住所
 - 一般に広く使われており、主催者及び当人が認めた通称
 - 個人番号
- 10項 立候補に際し、ひらがな・カタカナ・漢字以外の名称は使用できない。外国人などそれらの名前が存在しない場合は、カタカナを当てるのが望ましい。
- 11項 全ての選挙では、上位得票者の合計がマイナスとなった場合、選出者無しとし、その1日後から再選挙を行う。 12項 すべての選挙では、立候補していない者が当選基準に達する得票を得た場合、当人の承諾のもとこれを当選者と することができる。
- 2号 ただし、裁判官選挙において、裁判官資格を持たないものは立候補当選できないため、本項も適用除外とする。
- 5条 新型の感染症が発生し、国民の健康が脅かされた場合、国家は国民に対し"ガスマスク及び防護服を着用しない外出及び他人との接触を禁ずる"と指示できる。これにあたっては通常の法と同様の制定手続きを踏まなければならない。
- 6条 政治的な団体は、原則として自由に設立できるが、何ら特権は有さず、通常の団体としてみなされる。
- 7条1項 国は、何らかの理由により就労できずに生活が困窮している者を雇い上げなければならない。
- 2項 国は、資金難により採用を控える使用者に対し、資金援助を行って求人の増加に務めなければならない。
- 3項 国は、能力欠如により就職できず生活が困窮しているものに対し、1項に基づいて雇用するとともに、不足している能力を訓練し補わなければならない。
- 4項 寝たきりの病など、1, 2, 3項などのあらゆる手段を用いても、仕事に就くことができない者は、国家によって 最低限の食料・住居・衣服が支給される。
- 8条 内閣大統領並びにその他の国務大臣と自治体首長は、公務の為必要な場合、国会(自治体議会)の 承認を経て公費で国内の公共交通機関を利用できる。
- 2項 ただし、以下の規定に基づいて利用しなければならない。
 - 1. 普通車指定席もしくは自由席を利用し、上級席や個室を用いないこと
 - 2. 車両まるごと貸し切らないこと
 - 3. 定期便を利用し、公務移動のために臨時便を仕立てさせないこと
 - 4. 最も合理的であると認められる経路で移動し、無用な遠回りをしてはならない。
 - 5. 優先乗車など特別な便宜が図られないこと
- 9条 鉄街国会・内閣及び内閣大統領住居は、首都に置く。ただし、首都が自然災害等によって壊滅したときは、副首都に機能を移すことで国家を維持する。
- 10条 政府と自治体は、広報にインターネットを用いることができる
- 2項 ただし、SNS の公式アカウントでブロックを行ってはならない。
- 3項 送信専用とせず、意見を取り入れるための手段を用意すること。

四章 教育

- 一条 一項 鉄街国内には以下の教育機関を設ける。
 - 1. 初等学校
 - 2. 中等学校
 - 3. 高等学校
 - 4. 大学校
- 初等学校及び中等学校を義務教育とし、以下一部で国民学校と呼称する。
- 二項1号 国民学校含め、就学体制により三種類を設ける。通常は学年制集団授業を受けるのが望ましいが選択は自由である。

- 1. 学年による区別があり、同程度の学力を持つ者が一斉に授業を受け、集団生活を行い、通常特定の学年を修了することで卒業とする学年制集団授業
- 2. 学年による区別がなく、また生徒ごとに個別に授業を行い、一定の学力に達した時点で卒業とする単位制個別授業
- 3. 通学する必要がなく、遠隔で授業を行い、一定の学力に達した時点で卒業とする単位通信制
- 2号 1号に定めるうち、学年制集団授業においては、その就学時間の違いにより昼間制と夜間制に区分する。
- 三項一号 学年制集団授業の場合の標準年数は、
 - 1. 初等学校:六年
 - 2. 中等学校:三年
 - 3. 高等学校:三年
 - 4. 大学校:四年

とする。

- 二号 国民学校の標準期間は以下の通りであるが、あくまでも目安であり遵守しなければならないものではない。ただし、特に学年制集団授業の場合は子供の発達具合を考慮しこれに合わせるのが望ましい。また、入学通知はこれに合わせて配布される。
 - 1. 初等学校: 六歳に達した初の4月入学、一二歳に達した初の3月卒業
 - 2. 中等学校:初等学校後4月入学、15歳3月卒業
- 三号 学年制集団授業には一年間の成績によって、飛び級及び留年制度を設ける。
- 四項一号 単位制個別授業及び通信制の場合、一定の学力に達した時点で卒業とし、在学期間に制限を設けてはならない。
- 二号 特に単位制個別授業及び通信制学校は、出席・学習を強制してはならず、生徒の意思を尊重しなければならない。
- 3号 特に単位制個別授業及び通信制学校は、2種の学校自体が主に就業しつつ、教育を受けたい生徒を主目的としていることから、また生徒の自由に就労する権利を侵害しないよう、生徒の在学期間の就業を、校則又はその他あらゆる方法を用いて、これを禁じてはならない。
- 5項1号 昼間制学校は、いかなる場合でも、9時以前または22時以降に生徒を学校に拘束してはならない。
- 2号 夜間制学校は、いかなる場合でも、21時以前または10時以降に生徒を学校に拘束してはならない。
- 6項 単位制個別授業学校及び通信制学校においては、教員が24時間待機すると6章3項に定める時間規定に違反するため、学校はこれらに通う生徒に対し、学校に登校しようとする時/通信授業を受けようとするとき、授業開始予定の2時間前までに連絡する義務を課すことができる。
- 2号 また、単位制個別授業学校及び通信制学校とその生徒は、互いに協議して標準授業日時を定めることができ、学校は生徒に定めた時 に授業を受けない場合・それ以外に授業を受ける場合に事前連絡する義務を課すことができる。
- 二条一項 生徒が国会に参加すること・裁判を受けること・選挙に投票することを事由に休暇を要請した場合、学校はいかなる場合でもこれを断ってはならない。特別行事等がある場合でも、それらを優先し日程を変更し双方に参加できるよう務めること。
- 二項 生徒が精神的苦痛を受けている場合は、登校を強制してはならず、精神病院に入院させるなど回復に務めなければならない。
- 3条 学校はいかなる場合でも、鉄街学校区外*に置くことはできない。
- ※鉄街学校区とは、鉄街地方鉄道鉄街本線・鉄街学校区駅から半径1kmの円内を言う。
- 2項 灰鉄国から鉄街国に通学するのは困難なため、灰鉄国内には別途学校を置く
- 4条1項1号 学校は教室内で90db以上の騒音が観測された場合*、授業を行ってはならない。
- ※13章1項2号に違反するため、学校はこの発生源を訴訟できる。
- 2号 学校は教室内で30db以上の騒音が観測された場合、試験を行ってはならない。
- 2項1号 学校はいかなる場合でも、試験を屋外で実施してはならない。
- 2号 試験を実施する教室の気温が20度未満もしくは25度以上の場合、試験を実施してはならない。
- 3号 試験を実施する際、生徒間は2メートル以上離さなければならない。
- 3項1号 安全が確保できない通学手段を用いらせてはならない。
- 2号 登校時に公共交通機関の遅延/運休により生徒の登校が遅れた、あるいは登校を中止した場合、学校はそれによって評価を下げてはならず、遅刻/欠学は原因の公共交通機関が責任を負う。
- 3号 下校時に公共交通機関の運休により帰宅できない生徒が希望する場合は、学校はこれを無償で宿泊させなければならない。
- 4号 2,3号による登下校不可時の措置は自然災害等により通学手段が無くなった場合も適用される。
- 5号 通学に用いる公共交通機関が運休し代替もない場合と、通学経路・自宅・学校のいずれかで風速25m/s を超えた場合・降水量100mm/hを超えた場合・積雪1mを超えた場合・WGBT31℃以上の場合・避難準備以上の避難情報が発令されている場合は、むやみに登校させず休ませなければならない。
- 5条1項 生徒が内閣大統領に就任した、あるいは国務大臣に任命された場合、業務を支障なくこなせるよう、該当する 生徒を通信制学校に転校させなければならない。
- 2項 生徒が自治体の首長に就任した場合も1項と同様とする。
- 3項1号 15歳未満の生徒が妊娠した場合、10章5条3項に基づき、学校はそれを把握した後速やかに中絶させなければならない。 2号 生徒が学校で出生した場合、学校は速やかにそれを病院に搬送しなければならない。
- 3号 生徒が出生する前後2週間は、産休を与えなければならない。また相手が出産する場合も、希望があれば前後3日の産休を与えなければならない。
- 4号 妊娠中の生徒あるいは相手が妊娠している生徒には、必要に応じて休暇を与えなければならない。
- 4項1号 出生した生徒が在学を希望する場合は、これを妨げてはならない。
- 2号 生徒が子を養育しつつ希望する教育を受けられるよう、学校は保育所を紹介する、学校で子を預かる、通信制学校に転校させるなど の対応を行わなければならない。
- 3号 子が入院するなど必要な場合は、育休を与えなければならない。
- 5項1号 学校は生徒が違法行為を行った場合、是正教育を行わなければならない。
- 2号 生徒に罰則が課された場合でも、強制退学を行ってはならない。

- **6条1項** 本来教育内容は学校が決定するべき事項であるが、特に社会的に必要な事項などを、必須内容としてここで 規定する。※なお、単位制学校において、既に家庭/他学校などで身についていると認められる場合はその授業を免除できる。
- 2号 これらの科目が成績不振・未履修の生徒に対し、学校は進級・卒業を猶予できる。
- 2項1号 一般に広く使用される漢字の読み方は、初等学校4年生までに終了しなければならない。
- 2号 一般に広く使用される漢字の書き方は、義務教育のうちに終了しなければならない。
- 3項1号 1・2桁同士の加算・減算は、初等学校1年生のうちに終了しなければならない。
- 2号 1・2桁同士の乗算・除算は初等学校3年生までに終了しなければならない。
- 4項 選挙で投票する方法は、初等学校1年生のうちに終了しなければならない。
- 5項 仮名類は、初等学校1年生のうちに終了しなければならない。
- 6項 妊娠を回避する方法は初等学校3年生または10歳までに終了しなければならない。
- 7項 公共交通機関の利用方法は、初等学校2年生までに終了しなければならない。
- 8項 LibreOfficeの利用方法は、義務教育のうちに終了しなければならない。
- 9項 印鑑の使用方法は、義務教育のうちに終了しなければならない。
- 10項 情報リテラシーは、初等学校1年生のうちに終了しなければならない。
- 11項 HSP3並びに scratch は義務教育のうちに終了しなければならない。
- 12項 創造性を育むため、Minecraft Educationを義務教育のうちに実施しなければならない。
- 13項 倫理/常識は、義務教育のうちに終了しなければならない。
- 14項 アルファベットは、初等学校3年生までに終了しなければならない。
- 15項 ローマ字は、初等学校4年生までに終了しなければならない。
- 16項 分数は義務教育のうちに終了しなければならない。
- 6条2 その他、普通科学校で教える内容は、教育省が標準スケージュールを策定してそこに示す。
- **7条1項1号** 入学試験は、各種学校が入学を希望する生徒に対し試験を実施することで、入学する生徒を選別するものである。以下入学試験を受けることを受験という。
- 2号 国民学校の一般科は、入学試験を行ってはならない。
- 3号 入学試験は、以下の方法を設ける。
 - 一般入試…最も主流な、通常の筆記試験+実技などで可否を決定するもの
 - 学校長推薦…所属するあるいは卒業した学校長がふさわしいと認めた者について、いずれかの試験を免除するか全く異なる試験を実施して可否を決定するもの
 - 雇用主推薦…雇用主*がふさわしいと認めた者について、いずれかの試験を免除するか全く異なる試験を実施して可否を決定するもの
 - 入学先推薦…入学先の学校長がふさわしいと認めた者に対し、試験を免除して勧誘を行うもの
- ※6章に定める労働(雇用)契約を結んでいる主(ただし、社籍の最高経営責任者はこれを利用して、自らを推薦できる)
- 4号 入学試験を希望する者は、原則として希望する学校に申請しなければならない。
- 5号 その者が複数の学校の受験を希望する場合、いかなる団体や個人もこれを妨害してはならない。そのため、学校は他の同種の学校と 同一日時に入学試験を行ってはならない。
- 6号 一切の入学試験は、絶対評価でなければならず、またその基準を試験前日までに公開しなければならない。そのため、合格定員を設けてはならない。
- 7号 単位制学校の入学試験は一定の時期に集団で行う必要はないが、入学希望者の請求に応じて個別に実施しなければならない。また、その者が学年制学校と同時に受験する場合は、そちらを優先し別の日時に行うこと。
- 2項1号 一般入試は、原則として開放された物であり、いかなる場合でも受験を断ってはならない。
- 2号 学年制学校の一般入試は、申請から合格者発表まで3月内に行わなければならない。
- 3号 筆記試験は、4条に定める試験に関する規制を適用するので、これに違反してはならない。
- 4号 一般入試の場合、前学校などに対して調査書や履歴書を請求し、また合否の判定に用いてはならない。
- 5号 一般入試の申請は、原則受験者が受験校に対して直接行わなければならず、在学校や雇用主などは介入できない。
- 6号 一般入試の問題は、選抜を行う学校自らが作成する。
- 7号 一般入試では、面接選考を行ってはならない。
- 8号 一般入試は、必ず実施しなければならない。
- 3項1号 学校長推薦を希望する者に対し、学校長は各種校内試験を行って選抜できる。
- 3号 学年制学校の推薦入試は、申請から合格発表まで2月中に行わなければならない。
- 4号 学校長推薦は他の推薦及び一般入試と併用できるものであって、これを妨げてはならない。
- 5号1 学校長は、少なくとも推薦理由が記された調査書及び推薦書を作成し、進学先学校に提供しなければならない。
- 5号2 ただし、前学校での評価成績を調査書に記してはならない。
- 5号3 推薦書には学校長自ら押印しなければならない。
- 6号 学校長推薦の申請は、学校長による直接提出とする。
- 7号 学校長推薦の試験は、試験内容が同一である場合は4項に規定の雇用主推薦と同時実施を認める。
- 4項1号 雇用主は、雇用主推薦を希望するものに対し面接等の雇用内選抜を行うことが出来る。
- 3号 学年制学校の雇用主推薦は、2月中に申請から合格発表まで行わなければならない。
- 4号 雇用主推薦は、他の推薦及び一般入試と併用できるものであって、これを妨げてはならない。
- 5号1 雇用主は、少なくとも推薦理由を記した調査書及び推薦書を進学先学校に提供しなければならない。
- 5号2 雇用主の負担を考慮し、推薦書への押印以外は調査書/推薦書を機械作成してもよい。
- 5号3 推薦書には雇用主自ら押印しなければならない。
- 6号 雇用主推薦の申請は、原則として雇用主による直接提出とする。ただしそれが困難な場合は、雇用主が作成した書類を受験者が持参 して申請する。
- 7号 雇用主推薦の試験は、試験内容が同一である場合は3項に規定の学校長推薦と同時実施を認める。
- 5項1号 学年制学校の学校長は、1月中に入学してほしい生徒を確定し勧誘しなければならない。
- 2号 勧誘は拘束力を有すものではなく、その者が拒否した場合は強制入学させてはならない。

- 3号 現在学校に所属する生徒を勧誘する場合は、その学校長にも直接または生徒を介して連絡しなければならない。
- 4号 現在被雇用者の者を勧誘する場合は、雇用主に連絡する必要はない。
- 6項1号 入学試験の日程は、一日を4等分した上で、その枠に1校1科ずつ入学試験を行う物とする。
- 2号 1号に定める枠は、教育省が管理し、各校に割り振る。
- 3号 各枠は6時間を確保しているものの、直後直前の他校受験を考慮し少なくとも前後30分ずつは開けなければならない。
- 四号 昼間制学校の入学試験には6~18時、夜間制学校の入学試験には18時~6時以内の枠を使用する。
- 5号 その理由にかかわらず、受験取りやめの通告なく受験しなかった又は出来なかった者がいる場合は、再試験しなければならない。ただし、本試験から1年を超えないと再受験できない場合は次回募集に振り替えなければならない。
- 7項 2, 3, 4各項に規定の入学試験を受け合格した者及び5項に規定の勧誘を受けた者は、以下の期限内に実際に入 学するか、合格した学校及び勧誘を受けた学校すべてに通告しなければならない。
 - 1. 昼間学年制: 合格発表後3月31日18時まで
 - 2. 夜間学年制: 合格発表後4月1日6時まで
 - 3. 通信制、個別授業単位制:合格発表後6ヶ月以内かつ入学する1週間前まで
- 8条1項 7条に定める入学試験を受けるかどうかの判断材料を提供するため、学校は入学試験の前に学校見学を実施しなければならず、また一般入試は、その直後に入学試験を受ける確定申請を行う物とする。
- 2号 推薦入試は原則学校長・雇用主が別途直接提出するが、不可能な場合はこのとき持参する。
- 3号 ただし、学校見学終了後から試験前日までは他の方法により確定申請が可能であり、学校はこれを拒否できない。
- 2項1号 学校見学は、7条6項に定める枠を利用して行うものとする。また、その際も前後30分以上開けなければならない。
- 2号 学校見学は授業を行っている時間にすることが好ましいので、昼間制夜間制それぞれ、1条5項各号に規定内の枠を利用する。
- 3項 学校見学への参加拒否は、いかなる場合でも行ってはならない。
- 4項 学校見学は当日参加でなければならない。
- 5項 7条5項に定める勧誘された生徒は、その可否を決定するために学校見学を請求する権利があり、学校はこれを拒否できない。
- 6項 単位制学校の学校見学は、集団で一定の時期に行う必要はないが、入学希望者の請求に応じて個別に実施しなければならない。
- 7項 学年制学校の学校見学は、原則として試験日の1週間前以降前日までに実施しなければならない。
- 8項 学年制学校の確定申請締切は、特段の事情がない限り試験開始の12時間前に設定しなければならない。
- 9条1項 教育費用は、原則として国が負担する。
- 2項 但し、生徒本人の資産税が85%か、収入税が75%の場合は、費用を生徒本人が負担する。
- 3項 料金は国家教育省が上限を定め、学校がその範囲内で設定する。
- 2号 学校が黒字である場合は、教育省は上限を下げなければならない。
- 10条1項 すべての学校は、満遍なく一般的な内容を教える普通科の他、特定の分野に重点を置く専門学科を設ける権利を有す。
- 2項 高等学校以上の専門学科は普通教育を行う必要はないが、国民学校は義務教育であるため、その専門学科は6条に 定める最低限度の普通教育も行わなければならない。
- 11条1項 すべての学校は、全校生徒と教員による学校行事を行わなければならない。
- 2号 また生徒は原則としてこれらの学校行事に参加しなければならない。ただし、単位制学校において在学期間が極端に短く、開催時に 在籍していなかった場合は除く。
- 3号 特に単位制学校において当日都合が悪く出席できない生徒がいる場合は日程を変更し、また場合によっては複数回行って全ての生徒が参加できるよう務めること。
- 4号 特に重要な行事である入学時の入学式・卒業時の卒業式に関してはいかなる個人や団体・国家も生徒の参加を妨げることができない。
- 2項 各行事の時期が定まらないと公共交通機関において学校行事のための増発運転を実施する日が定まらない・周辺施設の雰囲気を整え学校行事を助長するべき時期が定まらない・国会や会社なども政治労働と学校行事の両立を確保するため配慮しなければならないが、学校行事に配慮する時期を集中させないと効率が悪い 等公共社会への影響を考慮し以下日程に制限を設ける。
 - 1. 入学式…4月第2月曜日(学年制学校のみ適用、単位制はしなくてもよいが実施する場合は登校初日)
 - 2. 文化祭…9月中の土、日、水曜日のいずれか
 - 3. 体育祭…11月中の土、日、水曜日のいずれか
 - 4. 卒業式…3月の第3金曜日※入学試験と重ならないよう、この日は入学試験枠の設定を除外する(学年制学校のみ適用、単位制はしなくてもよいが実施する場合は卒業に必要な単位を満たした登校最終日)
 - 5. 修学旅行…最終学年の12月中の土、日、水曜日のいずれか(学年制学校のみ適用、単位制は学校主催としては実施しない)
- 12条1項 鉄街国の教育機関は、デジタル化が進む新時代に対応できるIT技術を養うため、また6条8項、11項、12項を実施するため各学校生徒及び教員1人1台のコンピューターを支給しなければならない。ただし、2項の基準に適合したコンピューターを既に所持しており、学校に持ち込むことを了承した者は除く。
- 2項 教育機関に様々な視点から適していて、実際に支給しなければならないコンピューターの基準をここで策定し示す。
 - 1. CPU性能:Maxon社のCinebenchR23にてシングルスレッド1000pts以上かつマルチスレッド3000pts以上…CPU処理性能が低すぎると動作が極端に遅くなり、生徒にストレスを与えたり授業進行を遅らせるため

- 2. RAM:8GB以上…物理メモリが不足し、仮想メモリ使用により動作速度が低下しないように
- 3. ROM: 256GB以上、SSD…HDDでは起動など俊敏性に欠け、授業に遅れを生むため、またHDDは振動に弱く持ち運ぶと故障率が上がるため、デジタル教科書やノートを保存するために最低限必要な容量
- 4. OS:Windows10・11[※] EducationまたはPro Education…世界的にWindows10・11が主流であり、教育機関に最適化されているもの※10は2025年にマイクロソフト社がサポート終了することを発表済みのため、今から導入する場合は11推奨
- 5. 質量:2kg以下…学生にも持ち運びやすい軽さ
- 6. 1Tbps 以上の無線 LAN, モバイルネットワーク, 有線…ストレスなくインターネットを利用するため
- 7. Bluetooth6…周辺機器において無線で主流な接続方法であるため
- 8. USB-C3. 1以上2つ以上…周辺機器において有線で主流な接続方法であるため
- 9. ノート型パソコンである…持ち運びやすく、多くの企業で主流であるため
- 10. マイクとカメラ前後搭載…遠隔授業などに活用するため
- 11. 高さ1.5mから落としても一切傷が認められないこと…誤って落としても問題ないように
- 12. 水深1mに1時間沈めても問題ない防水性…登下校時雨天で、鞄の中まで漏水しても問題ないように
- 13. 満充電から常時CPUに100%の負荷がかかっている状態で、20時間以上電源が落ちない…朝1の充電で 夜まで充電することなく使えるように
- 14. IntelvPro、AMDPro ないし同等のセキュリティー機能対応である…業務にも利用できる品質でセキュリティーの安全を確保するため
- 15. LibreOffice またはその派生、Minecraft Education、HSP3.6を予めインストールする…教育に必要なアプリ ケーションソフトウェア
- 2項 教科書およびノートはデジタルとするので、紙の教科書やノートを使用させてはならない。
- 3項 連絡等も、紙で行ってはならない。
- 13条1項 学校は教育機関であって教育に特化すべきであるので、学校は部・クラブ・サークル活動を管轄し、また介入することはできない。
- 2項 活動継続を希望する場合は、事業を第三者に譲渡し、または学校下から独立しなければならない。
- 14条1項 学校では、"単位"で生徒の各科目の習得状況を表す。
- 3項 学校における単位は、考査成績が十分である場合に科目担当の教師が認定する。
- 2号 単位認定は、学年制集団授業でも単位制個別授業でも通信単位制でも、各考査成績が確定したときに行う。
- 4項 必修科目の単位が1つでも不認定である場合は、学校は生徒を進級卒業させず、不認定科目を再度修得させることができる。
- 2号 集団授業学年制学校における再修得は、不認定となった翌年に、進級してきた生徒と同時に授業及び考査を受けて認定判断を行うので、学年制学校においては各年度で不認定となるたびに1年進級卒業を遅らせる。
- 2号2 ただし年度途中で不認定となり、追加授業考査で年度内に再修得できた場合は進級卒業を遅らせない。
- 3号 個別授業単位制・通信単位制学校においては、不認定が決まったあと直ぐにでも再考査を受験して再認定を受けることも可能であり、再授業も生徒の要求に基づいて行わなければならない。
- 5項 単位は一度認定を受ければ卒業まで有効であるので、学年制学校の進級猶予措置の場合は不認定単位だけ再取得すればよく、既に取った単位を再取得する必要はない。
- 2号 このため、集団授業学年学校において単位不認定による進級卒業停止措置を受けた生徒は、既に認定された科目の授業考査を受ける必要はなく、学校は既修得科目への出席を強制してはならないが、生徒が希望する場合は既修得分の授業考査を再度受けることも可能である。ただし既修得単位を再度取ることはできないので、あくまで時間の経過により習得した内容を忘却する事態を防止するために行う。 3号 ただし、進級卒業停止措置を受けた生徒も学校行事には参加しなければならない。
- 6項 内容に対する単位の数は、専門学科の場合は学校、普通科の場合は教育省が定める基準に準拠する。
- 7項 不当欠席が多い・素行不良の場合でも、考査成績にのみ基づいて単位を与えなければならない。ただし、指導を繰り返し行っても改善が見込めない場合は、教育省の承認を受けることで、これらの事由による進級卒業停止措置を行える。
- 2号 考査を欠席した場合でも、0点として不当な単位不認定を行ってはならず、再考査しなければならない。
- 3号 個別授業単位制または通信単位制学校においては、欠席の場合は当該生徒の考査日時を変更すること。また集団授業学年制学校においても、過半数の生徒が考査予定日時に出席できない見込みの場合、考査日時を変更すること。

5章 会社

- 一条一項 鉄街国内の会社は自由に結社解散・発売廃盤・開発・サービス提供・合併分社を行う権利があり、国であってもこれを妨げてはならない。
- 二項 鉄街国内の会社は正当な税金を収めるとともに、会社省に籍を登録しなければならない。
- 三条一項 いかなる会社も、クレジットカードまたは類似したカードサービスを行ってはならず、デビットカード式又はプリペイド式にしなければならない。
- 二項 インターネットサービスを提供する会社は、いついかなる時でもその接続速度が1Tbpsを下回らないようにしなければならない。
- 3項 飲料食品を提供する場合は、必ずその温度を40度以下にしなければならない。
- 2号 調理工程上40度以上の加熱が必要な場合・仕入れ時点で40度を超えている場合は、冷却してから提供すること。
- 3号 40度以上で提供を希望する顧客については、本項は適用されない。
- 4項 すべて有人窓口は、24時間365(6)日営業しなければならない。
- 2号 3号にも該当せず、採算が合わないため人員を確保できず本項を遵守できない場合は、国が補助しなければならない。

- 3号 需要に明確な偏りがあり、かつ代替を確保できる場合など、会社省の特別認可を受けた場合は、本項は適用されない。
- 5項 全ての社員は、勤務中に知り得た情報を一般公開する権利があり、会社は社内の情報を機密に指定して公開しないよう強いてはならない。罰則は課さないが、これに違反する行為はすべて無効になる。
- 2号 ただし、顧客の個人情報は本項に違反して公開しないよう強いることができる。
- 6項 決済手段は、いかなる場合でも手数料を徴収してはならない。
- 四条一項 利用者が現在進行系で迷惑行為を行っている場合、裁判所の承認をもって利用を停止できる。
- 二号 ただし、行為が行われなくなったとき・裁判所が承認を取り消したとき は直ちに解除しなければならない。
- 二項 何人も、個人の悪事を記録し、終了した行為を理由に利用を拒否し又は不利益な取り扱いをしてはならない。
- 二号 既に保管しているものは、**直ちに破棄**すること。

6章 雇用

- 1条1項1 使用者は6歳に達していない子供を許可なく雇用してはならない。
- 1項2 ただし、危険または負担が大きく生育/教育に支障をきたす職の場合は、15歳未満の子供を雇用してはならない。
- 2項1号1 使用者は被使用者に対し、最低でも1分あたり40たかてつの賃金を支払わなければならない。
- 1号2 ただし、被使用者が給与収入無く生活できるにも関わらず趣味嗜好を目的として労働している場合は、1の規定を無効とする一方で、生産の10%以上を賃金としなければならない。
- 2号 労働時間が1日10時間を超過する場合、10時間を超えた分は1分あたり60たかてつ以上の賃金を支払わなければならない。
- 4号 同一の労働を行う者には雇用形態に関わらず、同一の賃金を支払、同一の待遇を提供しなければならない。
- 5号 5章に定める会社あるいはその他の団体内で、最も給与が多い者の給与は団体内の平均給与+70%以下にしなければならない。
- 6号 また5章に定める会社あるいはその他の団体内で、最も給与が多い者の給与は団体内の最も給与が少ないものの3倍未満にしなければならない。
- 7号 給与は1分単位で支払わなければならない。このため、各労働者の勤務時間を1分単位で記録しなければならない。
- 8号 給与の計算に使用する勤務時間は、原則として使用者の管理下にある時間とする。
- 8号1 ただし、業務量が就業時間に対して多すぎるために、自主的に業務を行わざるを得ない時間については、勤務時間に入れる。
- 3項1号 原則として、使用者は同一の被使用者を週50時間以上及び月200時間以上労働させてはならない。
- 2号 また、被使用者の特別合意がない場合は、1日10時間を超えて労働させてはならない。
- 3号 労働時間が6時間を超過する場合は、6時間ごとに60分以上の休憩をさせなければならない。これを分割して与えてはならない。
- 4号 24時間以上連続して勤務させたり、その予定を立ててはならない。ただし、自然災害等やむを得ない事情があり、その労働者の合意を事前に得ている場合は、これを最低限必要だと認められる範囲で延長できるが、労働終了後24時間以上を休みとしなければならない。
- 5号 原則として週に1日以上の休日を与えなければならない。ただしこれができない場合は、月に4日以上の休日を与えなければならない。
- 6号 休み休憩休日とは、労働から自由に解放されている時間または日であって、清掃などを強制している場合は休み時間とみなされない。
- 4項1号 使用者は被使用者選考に際し、資格免許及び実力以外を考慮してはならない。実力を確認するため、実際に仕事をさせることが望ましい。
- 2号 公正な採用選考のため、選考時は外部の弁護士を立ち会わせなければならない。
- 3号 一般の方の監査を入れるため、選考の様子を全世界にライブ配信しなければならない。また、その際コメントを拒否してはならない。
- 5項 使用者は、被使用者に対し、労働を原因とするあらゆる損害または傷害が発生しないよう安全を確保しなければならない。
- 6項 公共交通機関が運休または遅延したために被使用者が遅刻欠勤した場合、その責任は公共交通機関にあるので、被使用者に不当な低評価をしてはならない。
- 7項 WGBT が31を超えている空間で就業させてはならない。
- 8項 就業地、通勤経路上、住所のいずれかで避難準備以上の情報が発令されている場合・風速が25m/s を超えた場合・降水量が100mm/h を超えた場合・積雪が1m を超えた場合・WGBT が31を超えた場合は、無理に出勤させず休ませなければならない。
- 9項 雇用主は賃金や休憩、労働時間等を定めた就業規則を作成し、労働者に周知しなければならない。
- 2号 また、雇用主は雇用時に、労働者に対し労働条件を書面やデジタル署名付きテキストファイルなど改ざんが難しく保存しやすい方式で提示 し、労働者と雇用主の双方がこれを保管しなければならない。
- 2条1項 使用者は学生の被使用者が学校を事由として休暇を要請した場合、これを断ってはならない。
- 2項 使用者は被使用者が国会に参加すること・裁判を受けること・選挙に投票することを事由に休暇を要請した場合、 これを断ってはならない。
- 3項 被使用者が精神的な病となった場合、使用者は休暇を与えなければならない。
- 3条1項 使用者は被使用者が一定の年齢に達したために強制解雇してはならない。
- 2項 使用者は被使用者が婚姻したために強制解雇してはならない。
- 3項 使用者が被使用者を解雇する際は、原則としてその被使用者の同意が必要となるが、意図的に会社の業務を妨害した場合は裁判所の許可を以て解雇処分とできる。
- 4項 労働者が退職の意向を雇用主に伝えた場合、雇用主の同意がなくても24時間後に退職できる。
- 4条 この章に変更が生じた場合、これによって違反となる労働は施行から1週間以内に是正しなければならない。

7章 建築物基準

1項 鉄街国内の建築物は、廊下も含めて全ての屋内空間に屋内空間1立方メートルに付き1キロワット 以上の空調及び空気清浄機を設置しなければならない。なお、部屋の間に仕切りがない場合は1空間とみ なし1つでもよいが、仕切り無く隣接するすべての部屋分の出力が必要となる。

2項 1項における空調及び空気清浄機に給電するためコンセントを設置しなければならない。ただし、 双方とも直接給電の場合は省略できる。

3項 鉄街国内の建築物は、震度七の地震相当の振動を一度受けても一切の損傷が生じず、また震度十相当の振動を一度受けても屋内にいる人に一切の負傷がなく、修復することなく使用可能な状態を維持できる耐震性がなければならない。

4項 鉄街国内の建築物は、一時間に100ミリリットルの豪雨を24時間連続で受けても一切の損傷が見られず、1ミリメートル以上浸水しない、また1時間に1000ミリリットルの豪雨を24時間連続で受けても豪雨終了から24時間以内に浸水が1ミリメートル未満まで引き、屋内にいる人に一切の負傷がなく、修復することなく使用が可能な状態を維持できる排水能力及び耐水性がなければならない。

5項 鉄街国内の建築物は、秒速五十メートルの風を24時間連続で受けても一切の損傷が見られず、秒速百メートルの風を24時間連続で受けても屋内にいる人に一切の負傷がなく、修復することなく使用が可能な状態を維持できる風耐性がなければならない。

6項 鉄街国内の建築物は、1000度の火の中にあっても引火せず、自己が燃焼した場合は鎮火剤を放出し、6000℃で2400時間原型を保ち、自然発火しない素材を用いて火災を未然に防止しなければならない。

2条 この章に改定が生じた場合は、既存の建築物に対しても新基準を適用するので、基準を満たさなくなった建物は、7日以内に基準を満たすよう改修するか取り壊さなければならない。

2項 この期限を超過した場合は、10章4条2項の罰則を適用する。

8章 裁判

- 1条1項 鉄街国には、各種紛争を法に基づいて解決する機関として、裁判省の運営による裁判所を設ける。
- 2項 裁判省は、いつどこでも裁判を受けられるよう務めなければならない。
- 3項 裁判においてお互いの意見を聴き、判決を下す審査員(裁判官という)は、国民の信任なくして就任することは出来ない。また、国会は、裁判官を罷免する権利を有す。
- 4項 裁判は原則として公開されたものであり、人々は現地またはインターネット等において、全ての裁判を閲覧できる。
- 2条1項1号 裁判を希望する者は、訴状を裁判所へ提出しなければならない。裁判所は、これを断ってはならない。
- 2号 裁判所は、その受付に訴状を設置しなければならない。
- 2項 判決に不服な場合、最大50回まで再度裁判を請求することが出来る。裁判所はこれを断ってはならない。ただし、同一の紛争に対し11回以上裁判を行う場合、その費用は請求者の負担となる。
- **3**項1号 通常、この憲法、法律、条例等に違反した者に対しては被害者の訴訟により裁判を行い、刑罰を決定するが、被害者がおらずまた死亡している場合、裁判所が自ら違法行為をした疑いのある者を訴訟して裁判を行うことが出来る。ただし、これを行うに当たって、国会の承認を受けなければならない。
- 2号1 一号に定める場合のほか、警備隊が違法行為を現在進行系で行っていることを確認した場合、裁判所は警備隊の照会によって、その者を国会の承認を得ること無く訴訟し、裁判を行うことが出来る。
- 2号2 警備隊は、現在進行系で違法行為を行っている者を裁判が行われるまで拘束することができる。
- 2号3 警備隊でなくまた被害者でもない者が現在進行系で違法行為を行っていることを確認した場合、あるいは過去に違法行為を行っていた可能性が高く、それを確認できる証拠がある場合は、警備隊に連絡し、警備隊が拘束する。その後は2号1と同様に処置される。
- 3号 1, 2号各種によって実際には行っていない者が誤って拘束され、裁判により刑罰がくだされた場合、その者は生じた損害を国によって補償されなければならない。
- 4号1 違法行為の被害者は、2号各種による加害者への全ての措置の取り消しを請求する権利を有し、裁判所また警備隊はこれを断って はならない。
- 4号2 違法行為の被害者は、加害者への訴訟を行わず刑を課さない権利を有す。
- 4項1号 裁判所が判決を下すにあたり証拠などとして必要であると認めた場合、警備隊は関連する施設に立ち入り調査を行うことが出来る。
- 2号 1号の際、施設の管理者あるいは所有者は正当な事由無くこれを拒否することはできないが、不当に立ち入られ損害を被った場合は 国がそれを補償しなければならない。
- 5項1号 日本語を理解できない者・意思表示を行えない者は通常裁判を訴訟できない※

※裁判権が失効することはないが、日本語でない訴状は受理されないため実質的に行使できない。

- 2号 意思表示を行うことが出来ない子が訴訟され裁判当事者となった場合、通常初等学校に入学する6歳に達した4月まで裁判が猶予される。なおそれを超えた子または超えても意思表示を行えない場合、初等学校強制入学措置を行い、入学から2ヶ月後に行う。
- 2号 日本語を理解できない者が訴訟され裁判当事者となった場合、他の言語を理解できる場合は通訳を介して裁判を行う。理解できる言語がない場合*、初等学校強制入学措置とし入学から6ヶ月後に裁判を行う。
- ※義務教育またはその他教育を受けていない恐れがあるため、入国許可取り消し/当該国への通告/親権者や本人を義務教育違反として訴訟するなどの措置も同時に行うのが望ましい。

6項1号 罰金刑が確定したものの、その時点で生活可能な最低限の財産を除く全ての財産を売却しても罰金を支払えない場合、警備隊は その者を監視して、完済まで強制就労させなければならない。外国人の場合は、少なくとも完済までは滞在及び労働権が与えられる。

2号 1号に定める処置を受けたものが6歳未満の場合、就労に制限があり監視しても返済が難しい[※]ことから、6歳に達するまでは監視を受けたり、就労を強制されることはない。

※親権者による返済は認められず、あくまでも本人による返済を原則とする。

3号 その他就労不能状態であり、3章7条4項に定める生活保障を受けなければならないような者に刑が課された場合、就労が可能になるまで2号と同様とする。

4号 罰金の完済までに本人が死亡した場合、相続人に罰金が請求されることはない。損害賠償については、国が肩代わりする。

4条1項 裁判官は、資格省が行う裁判官試験に合格した者のうちから選挙によって1裁判所に付き10名選出される。通常は1年に1度、大統領選挙と同時に行われる。

2号 裁判官選挙は、原則として裁判所の管轄範囲を選挙区とするが、その外から立候補し投票しても良い。ただし、複数の裁判所の裁判 官選挙に同時に立候補することはできない。

2項 立候補者が1裁判所に付き10名に達しない場合であっても、立候補者へのマイナス票が多く合計票数がマイナス 1票以下となった場合、その立候補者は不信任となり就任することは出来ない。また、当選者が不足する場合であっても そのまま人数不足状態で裁判所を次の選挙まで1年間運営する。ただし、1名も当選者が出ない場合はその裁判所は以降 の選挙で当選者が出るまで閉鎖される。

3項 裁判官試験に合格した者は、何らかの理由により取り消しにならない限り、合格後何度でも立候補し、何度でも裁 判官を務めることが出来る。

4項 選挙前に裁判官を努め、選挙後も努めたい場合はその選挙に立候補し再び当選しなければならない。また当選し継続して務める場合でも、一度総辞職し、再び就任しなければならない。

9章 籍

- 1条1項 鉄街国民の籍は個人単位で管理する。以下人籍という。
- 2項 人籍には固有の番号を割り振る。以下個人番号という。
- 3項1号 人籍には以下の情報を記録し、これを証明する。
 - 1. 年齢
 - 2. 性別
 - 3. 姓名
 - 4. 血縁者
 - 5. 婚姻者
 - 6. 出生日時
 - 7. 住所 8. 所属する世帯
- 2号 通常は1号で定める全てを記録しなければならないが、以下の場合は省略してよい。
 - 1. 出生の記録がない場合→出生日時記載省略、年齢は2に基づく
 - 2. 年齢不明な場合→外見から大まかに記述※
 - 3. 両親不明な場合→血縁者の該当する部分記載省略、DNA鑑定などにより判明した場合後から追記
 - 4. 何らかの事情により姓がない場合→名のみ記述
 - 5. 両性具有など性別不詳な場合→性別記載省略、判明した場合後から追記
 - 6. 自宅がない・自宅が移動するなど住所がない・固定されていない場合→最も滞在割合の多い場所を住所とする
 - 7. その他裁判所が認めた場合→判決に基づく

※年齢によって扱いが異なる事案が存在するため、0~5歳(就労制限期間/養育される義務期間)、6歳~11歳(学年制集団授業の初等学校標準期間/親権復元できる上限/自由就労可能下限)、12-15歳(親権復元不可下限・学年制集団授業の中等学校標準期間)、16歳~17歳(未成年)、18歳以上(多くの国で成人)で区切ること。

4項 人籍は通常出生届または転入届の提出によって作成され、死亡届・転出届によって失効するが、裁判所が認めれば この限りではない。

2号 新しく人籍が作成された場合は、自治体は1週間以内に当人へ個人番号を通知しなければならない。

5項 姓名は本人の希望によっていつでも自由に変更できるが、その費用は自己負担となる。ただし、婚姻時に姓をどちらかにあわせる場合には費用はかからない。

6項 人籍は3項1号7に定める住所を管轄する自治体が保管し管理する。

2条1項 国民は人籍を変更するとき、以下の通り各種届出を行わなければならない。何人も、これらの提出を妨げて はならない。

- 1. 子を出生したとき→出生届け
- 2. 婚姻するとき→婚姻届け
- 3. 離婚するとき→離婚届
- 4. 姓名を変更するとき→改名届
- 5. 人の死亡を確認したとき→死亡届
- 6. 住所を変更するとき→移住届
- 7. 世帯を変更するとき→世帯変更届
- 8. 外国から転入し、国内に居住するとき→転入届
- 9. 外国へ移住するとき→転出届
- 10. 1 および8に該当しないで鉄街国籍を作る時→入籍届
- 11. 性別を変更するとき→性転換届
- 12. 肉体を交換するとき→肉体交換届

- 2項 裁判所は判決に基づいて人籍を改変することが出来る。
- 3条1項1号 血縁者・婚姻者ではないものの、同居し、同一の生計を持つ事実上の家族を管理するため、それらとは異なる世帯制度を 設ける。
- 2号 世帯には固有の番号を割り振る。以下世帯番号という。
- 2項 同一の生計を持ち、互いに援助しあって生活している者をまとめて1世帯とする。血縁者や同居者であっても、異なる生計の場合は別世帯とするのが望ましい。婚姻者は通常同一世帯であるのが望ましいがそうでなくてもよい。
- 3項1号 法定代行を受けている者もしくは5歳未満の子のみの世帯を作ることはできない。
- 2号 5歳未満の子は通常、養育者(親権者)と同一世帯にする。
- 3号 法定代行を受けている者は通常、介護者(代理者)と同一世帯にする。
- 4条1項 親権者とは、通常出生届により決定される、子の親としての義務及び権利を有す者である。
- 2項 子の就労制限がなくなり、自由就労及びそれに伴う経済的自立が可能になるまで子は親に養育されるべきであるから、親権者は子を少なくとも6歳に達するまで養育する義務を負う。
- 3項 親権者は2章2条3項の通り、子を国民学校に通わせる義務を負う。
- 4項1号 意思表示のできない子は契約を行ったり財産を管理することはできないので、親権者は、子が意思表示出来るようになるまで契約を代行し、財産を管理する。
- 2号 ただし、以下の行為に対して1号に定める代行権を行使することはできない。
 - 1. 選挙…子供を持つ親が複数票を投じられるようになり平等選挙に違反するため
 - 2. 被選挙(立候補)…自己で意思決定を行えない子が各種任務を行うことはできないため
 - 3. 労働契約…本人の意思によらない強制労働に該当するため
 - 4. 裁判…代理裁判に該当するため※
 - 5. 入学試験…本人の意思によらない強制受験に該当するため
- ※罰則もあくまでも本人が違法行為を償うために行われるものであるから、親権者ではなく本人が罰則を負う。
- 5項 子に社会的道徳を身に着けさせるため、親権者は養育下にある子を懲戒できる。ただし6項に違反する懲戒は認められない。また養育下でない(経済的自立している)子に対して行うこともできない[※]
- ※7項1,3の規定により経済的に自立した子や養育下でなくなった子に対する親権は停止されるため、親権者としての権利も消失する。
- 6項 子の権利を尊重するため、親権者であっても権利を乱用し以下の行為を行ってはならない。
 - 1. 子が意思表示をしているにも関わらずそれを否定する行為**(就労/進学先制限、子の資産を子の同意なく使用する、子の契約を強制または制限する等)
 - 2. 子を意図的に負傷させる一切の行為(殴る、蹴るなど)
- ※親権者が子の同意なく強制的に決定する行為を指しているのであって、子に判断の助言をする行為を制限するものではない。
- 7項 親権は、以下のときに失効するものとする。
 - 1. 子が経済的に自立したとき*1
 - 2. 六項などに違反し、裁判所が親権を停止させる判決を出した場合
 - 3. その他養育している事実がなくなった場合
- 子が15歳に達していなければ1,3に基づく失効は復元されうる^{※2}が、15歳以上の子には失効後再度親権が発効されることはない。
- ※1:自己就労又はその他によって自己で収入を得て独立した生計を立てている状態
- ※2:再び1,3を満たさなくなったときに復元される
- 8項 6歳に満たない子は自己就労に制限があり、養育されなければ生活が困難であることから、親権者が少なくとも1人は常に存在しなければならない。
- 9項1号 6歳以上に達している子の親権者が亡くなった場合、子の希望によって他の者が親権を引き継げるほか、子が希望する場合は親権者を無しとすることが出来る。なお、子が意思表示できない場合は2号に基づいて親権者を決定する。
- 2号 8項に基づき、6歳未満の子の親権者が死去したなどにより親権者が無くなったときは新養育者がなければならず、親権は新養育者が引き継がねばならない。新養育者は以下の方法にて決定される。
 - 子が意思表示出来る場合…子が自ら指名する。指名がない場合は下の方法を用いる。
 - 子が意思表示できない場合…子の祖父・祖母>子の親の兄弟姉妹>その他の血縁親族>子の元親権者の代理人の順で指名し、子を養育出来るか、また養育する意思があるか確認する。了解を得られなかった場合はより下位のものを指名し、これを決定まで繰り返す。
- 3号 2号に定める場合において、引き継ぎ権利者全員の了解を得られなかった場合または引き継ぎ権利者がない場合は、住所のある町村・特別区自治体の首長が親権者となり、子が6歳に達するまで養育しなければならない。
- 5条1項1号 出生届は、子を出生してから1ヶ月以内に原則として2,6,7,8による父親または母親*7が記入し、4,6,7,8,9,10において必要な書類を添付し、両親のどちらかの住所または3による出生したところを管轄する自治体に届けなければならない。出生届には、
 - 1. 子の名前
 - 2. 血縁親の個人番号
 - 3. 出生日および場所
 - 4. 血縁母と子のDNA鑑定書※2
 - 5. 血縁親と異なる世帯にする場合、その旨と世帯番号
 - 6. 血縁母が婚姻しておらず、かつ血縁父を証明する場合は、血縁父と子のDNA鑑定書*3
 - 7. 血縁母が複数の男性と婚姻している場合も6と同様**3
 - 8. 血縁母が婚姻しているものの、婚姻男性以外との子である場合も6と同様**4

- 9. 重婚者やその他親戚など血縁親でない、もしくは6,7,8によるDNA鑑定書がなく血縁父の可能性がある者に親権を希望する場合はその旨と、その者と子との関係を証明するもの^{※5}
- 10.何らかの事情により血縁親に親権を与えない場合その旨と事情を証明するもの**6

を記入及び添付しなければならない。また9,10は必ず認められるものではなく、自治体の審査による。

- ※2:ない場合、血縁母の子であることを証明できず、他人の子を自分の子として届け出ることを防止するため、不受理とする。ただし、血縁母が不明な場合に限って、血縁母不明子として届け出る。その場合の血縁父及び親権者は6による。
- ※3:ない場合は血縁父不明扱いとなり、親権の可否は9による。
- ※4:ない場合は血縁父・親権父共に婚姻男性となるが、9または10で親権父を変更できる。
- ※5:養育する意思があると本人の自筆証明+法的重婚や親戚など人籍上繋がりがある場合は人籍のコピーを添付、人籍上繋がりがないものの事実重婚など親しい生活を営む場合は互いによる署名及び合意がある契約書等
- ※6:離婚裁判/婚姻取り消し裁判を行っている場合は訴状のコピーか裁判所の発行する証明書、そうでない場合はその者が子を養育する意思がないと認められるもの(可能であれば本人の自筆証明が望ましいが、得られない場合はDV証明書など関係が悪化していることを証明するもの)
- ※7:どちらも死亡したなどにより届け出できない場合、父又は母の法定代理人>血縁者>出産に立ち会った者の優先順で代理記入・提出できるが、その場合届け出できないことを証明するものを添付しなければならない。
- 2号 婚姻届は、当事者の両性及び別途定める者の全てが合意したときからいつでも届け出ることが出来る。ただし、届け出の前に効力は 生じない。婚姻届は
 - 1. 両性の個人番号*1
 - 2. どちらかの姓に合わせる場合、その旨と夫・妻のどちらにあわせるか
 - 3. 婚姻届を提出する時点で既に両性のどちらかと婚姻している者*2がいる場合、その個人番号*1
 - 4. 同時に複数人と婚姻する場合、同時婚姻する全員*3の個人番号*1
- を1は両性それぞれ自筆*1、2は両性のどちらかが、3は既に婚姻している者が*1、4は同時婚姻する者が*1記入し、両性のどちらかの住所を管轄する自治体に届けなければならない。
- ※1:合意証明は個人番号の自筆によって省略される。なお、文字を書けない者が婚姻当事者である場合は、音声記録など本人の意志であることを証明し、法定代理人が記入を行う。
- ※2:既に婚姻している者のうち、新婚姻の当事者でなく、当事者のどちらかと既に婚姻している全員
- ※3:複数の婚姻を一枚の婚姻届けで結ぶことはできないので、それぞれの婚姻届において、1に記入された両性でなく、両性のどちらかと同時婚姻する全員
- ・複数の相手と同時婚姻する場合、相手ごとに別々に記入し届け出ること。
- ・前婚姻者と離婚した上で別の者と再婚する場合、先に離婚届を提出すること。
- ・世帯変更・住所変更に関しても、別途各種届けること。
- 3号 離婚届は、当事者の両性が合意したときからいつでも届け出ることが出来る。ただし、届け出の前に効力は生じない。離婚届は、両性の個人番号を両性が自筆し*1、両性どちらかの住所を管轄する自治体に届けなければならない。
- ・複数の婚姻を同時に解消する場合、婚姻ごとに別々に記入し届けること。
- ・姓変更・世帯変更・住所変更に関しては別途それぞれ届けること。
- ※1:合意証明は個人番号の自筆によって省略される。なお、文字を書けない者が婚姻当事者である場合は、音声記録など本人の意志であることを証明し、法定代理人が記入を行う。
- 4号 死亡届は、遺体を発見^{*3}もしくは死亡を看取ってから1ヶ月以内に、遺族、死亡を看取った者のどちらかが記入し、2,4に基づく必要な書類を添付し、死亡している者の住所を管轄する自治体に届けなければならない。死亡届には、
 - 1. 死亡している者の個人番号
 - 2. 死亡していることを証明するもの*1
 - 3. 死亡地
 - 4. 遺産の相続※2

を記入しなければならない。

- ※1:通常医師の発行する死亡証明書
- ※2:本人が遺書を残している場合はそれを添付、そうでない場合は遺族が決定する。
- ※3:ただし、遺体を発見した者がその身元を確認できない場合、あるいは遺族など記入提出すべき者と連絡がつかない場合は、自治体がそれを処理するので、死亡届は不要となり、発見者は自治体に遺体を引き渡す。この場合遺産相続は身元が判明してから※2に基づいて決定する。
- 5号 改名届は、改名することを決定してからいつでも届け出ることが出来る。ただし、届け出の前に効力は生じない。改名届は、改名する者の個人番号と名改後の姓名を、改名する者が自筆記入した上で、自治体の定める手数料を添付して住所を管轄する自治体に届けなければならない。
- 6号 移住届は、移住することが確定してから、遅くとも移住事案の発生から2週間以内に、移住するもののいずれかが
 - 1. 移住先の住所
 - 2. 移住した・する日付
 - 3. 移住した・する者の個人番号
- を記入し、元の住所を管轄する自治体または1による移住先の住所を管轄する自治体に届けなければならない。
- 7号 世帯変更届は変更することが確定してからいつでも届け出ることが出来る。ただし届け出の前に効力は生じない。世帯変更届は、
 - 1. 変更する者の個人番号
 - 2. 変更の場合は変更先の世帯番号、世帯分離(新設)の場合その旨*1
 - 3. 届け出より後に変更する場合は変更日付
 - 4. 変更の場合は、変更先の世帯に所属する全員の同意を証明するもの*2
- を記入及び添付し、変更する者もしくは変更先の世帯に所属する人の住所を管轄する自治体に届けなければならない。
- ※1:変更により世帯に所属する者が無くなる場合、自動的に世帯削除されるため統合に関しては特筆する必要はない。
- ※2:それぞれの自筆でなければならない。
- 8号 外国に居住していたものが国内に移住するときは、転入届をしなければならない。転入届には
 - 1. 元居住国**1
 - 2. 新居住地住所
 - 3. 年齢^{※4}

- 4. 性別※4
- 5. 姓名**2
- 6. 既存世帯に入る場合はその旨と転入先世帯全員の同意書
- 7. 移住日
- 8. 6歳未満の子供がいる場合はその親権者※3

を日本語で^{※5}記入し、移住が決まってから遅くとも移住前日までに届けなければならない。複数人が移住し同一世帯同一住所に居住する場合は、併記することで1届とできるが、別世帯もしくは別居する場合は各人が別で届けなければならない。また前居住国で法律婚していても、国内で再度婚姻届を出すこと。

※1:省略しても良い※2:姓がない場合はそれを省略しても良い※3:同時移住者以外も個人番号で指定できるが、その場合は裁判所が審査を行うので、関係証明を合わせて出すこと。※4:不明な場合は1条3項2号による。※5:他言語が理解できて日本語を理解できない場合は、原則として鉄街国籍の取得を認めないが、意図せず危険逃れのために渡航したなどやむを得ない場合は、10号規定の入籍届けとして国籍の取得を認める。

9号 国内に居住するものが海外へ転出する場合は、転出届を出さなければならない。転出届には

- 1. 転出する者の個人番号
- 2. 転出先※

を記入し、転出が決まってから前日までに届けなければならない。

※省略しても良い

- 10号 何らかの事情による無国籍・無人籍の人が新しく鉄街国籍を作ろうとする場合は、裁判所に申請して認可を受けて
 - 1. 姓名**1
 - 2. 年齢※2
 - 3. 性別※3
 - 4. 新居住地
 - 5. 6歳未満である場合は親権希望者※4
 - 6. 日本語を理解できない場合は代理人を指名※5※6

を記入した入籍届けを速やかに出さなければならない*7*8。

※1:名字がない・不明な場合は省略。名前がない人は、自ら考案もしくは親権者=代理人>新居住地自治体議会が命名。※2:出生の記録がないなど不明な場合は、1条3項2号に基づいて大まかに記述。※3:不明な場合は省略※4:指名がない場合は、血縁親>他血縁者が原則、それもいない・血縁不明な場合は自治体が養育する。※5:通常届けは日本語であるが、入籍届けは目的を考慮し、例外的に他言語でも受理する。※6:いない場合は自治体が代理人となる。※7:文字を書けない・言語を理解できない場合は、発見者等が代理申請を行い、入籍届けには裁判所または代理申請者が代筆する。また身体・学習障害など言語を理解できない・文字を書けない理由とせず、教育を受けることで改善が見込める場合は速やかに義務教育強制措置を行う。※8:ただし、出生の記録(最低限場所・日付)がある場合は、血縁親不明でも出生届を自ら提出すること。また海外から渡航した場合は元の国に籍がなくても転入届扱いになるが、渡航が危険から逃れるためにやむを得なかったため等、日本語を理解できない状態で入国した場合は難民として裁判所に申請し、入籍届けを提出する。

11号 性別を変更したい者は、元の性の生殖器を摘出したうえで、病院と裁判所の許可を受けて性転換届けを速やかに提出しなければならない。なお、新しい性の生殖器を移植することを妨げない。

12号 肉体を交換する場合は、裁判所の元で行った後に、互いの個人番号を記入した肉体交換届けを速やかに出さなければならない。 なお、個人個人が双方の合意の元体を交換することは妨げないが、その場合法律行為においては、いかなる場合も肉体の主がしたとみな す。

2項 1項各号の規定において、何らかの理由により文字を書けない場合は、例外的に6条に規定の法定代理人が記入するものとする。

2号 また親権下にあり言語を理解できない子供は、各種届出できない(移住等は親が届ける)

6条1項 以下の場合、法定代理人がなければならない。

- 1. 日本語を理解できない場合
- 2. 文字を書けない場合
- 3. 視覚障害など文字を読めない場合
- 4. その他意思決定能力または意思表示能力を喪失している場合
- 5. 自己の行動を抑制/制御できない場合
- 2項 法定代理人の義務権利は、4条に定める親権者に準ずる。

3項 法定代理人は、裁判所が必要性を審査し、その承認によって適用を始めるものとする。なお、被代行者が1項を外れて必要がなくなった場合は裁判所が解除の判断を行う。

10章 罰則

1条1項 他人の所有する物品を所有者の許可無く盗難した者には5万たかてつ以下の罰金を課す。また被害者が賠償を要求する場合、これを行わなければならない。

2項 他人の所有する物品を故意に破損又は損傷させ、かつ修復しなかった者には1万たかてつ以下の罰金を課す。また 被害者が賠償を要求する場合、これを行わなければならない。

3項 他人に許可無く故意に暴行を加えた者は1万たかてつ以下の罰金及び治療費全額を負担しなければならない。

4項 他人を許可なく殺害した者は10万たかてつ以下の罰金を納めるとともに、それを蘇生しなければならない。また、国は無許可殺人を発生させないよう尽力しなければならない。

5項 他人の鍵を許可なく破壊又は突破したものは修理費全額を補償するとともに、5万たかてつ以下の罰金を納めなければならない。

6項 被写人の許可なく撮影した動画または静止画について、被写人から削除または公開取りやめを要求されたにもかかわらず応じなかった場合は、1100たかてつの罰金を科すとともに、被写人の要求に基づき強制執行を行う。

2号 ただし、現職の内閣大統領・国務大臣・自治体首長に対しては、3・4・6項は適用されず無罪となる。

7項 13章に定める公害を発生させた者には10万たかてつ以下の罰金を課す。

- **2条**1項 6章1条各項に違反した使用者は、10万たかてつ以下の罰金を課すとともに、その雇用を無効とする。またこれにより損害が生じた場合はそれを補償しなければならない。
- 2項 6章2条各項に違反した使用者は、1億たかてつ以下の罰金を課す。また、これにより損害が生じた場合はそれを補償しなければならない。
- 3項 6章3条各項に違反した使用者は、1千万たかてつ以下の罰金を科す。
- 3条1項 自家用車を輸入・販売・製造・保有した者には100万たかてつ以下の罰金を科す。また国は自家用車を利用すること無く生活できるよう公共交通機関の整備に尽力しなければならない。
- 2号 灰鉄国内では、自家用車について罰則を科さない。
- 2項 タバコを輸入・販売・製造・保有した者には50万たかてつ以下の罰金を科す。
- 3項 違法な薬品を輸入・販売・製造・保有した者には1000万たかてつ以下の罰金を科す。
- 4項 アルコール飲料を輸入・販売・製造・保有した者には10000たかてつの罰金を科す。
- 4条1項 5章3条各項に違反したサービスを提供した会社または個人には、100万たかてつ以下の罰金を科すとと もに、そのサービスを取りやめるか5章3条各項に適合するよう是正しなければならない。
- 2項 7章のいずれかに適合していない建築物を建設あるいは改築した会社または個人は、100万たかてつ以下の罰金を納めるとともに、その建築物を解体するか7章に適合するよう改築しなければならない。また、これにより損害が生じた場合はそれを補償しなければならない。
- 3項 会社の業務を不当に妨害した者には100万たかてつ以下の罰金を科す。
- 5条1項 子や他人が無人籍であることを認知しており、かつ人籍を作成する働きかけを行わなかった者には100たかてつ以下の罰金を科す。また国は人籍を作成するいずれの手続きも無費用かつ簡潔にし、怠惰による出生不届けを無くすなど無人籍者を発生させないよう尽力しなければならない。
- 2項 意思表示をしている者の意思を無視して契約拒否・強行などを行った者は1億たかてつ以下の罰金を科す。ただし、3項の事案のみ安全を優先しこれは適用されない。
- 3項 母子共に安全を確保するため、15歳未満の女性が子を出生することは認められない^{*}。このため、15歳未満の女性が妊娠していることを認知した者はそれを中絶させなければならず、認知しているにもかかわらず中絶させなかった場合^{*}は、100万たかてつ以下の罰金を科すとともに、女性及び子に損害が生じた場合はそれを補償しなければならない。この事案のみ2項は適用されず、本人の同意なく中絶できる。
- ※妊娠を認知しておらず出生した場合これは適用されないが、周辺の人物及び学校、会社などは認知に務めるべきである。
- 4項 相手の同意なく強制的に性的な行為を行った者には1億たかてつ以下の罰金を科すとともに、損害が発生した場合 それを補償しなければならない。
- 5項 公共の場^{※3}で全裸になり、又は性的な部分を露出した者には10万たかてつ以下の罰金を課す。ただし、服がないなどの正当な理由がある場合これは適用されない。^{※2}
- ※2:ただし、国や自治体は何らかの理由により服を入手できない者が発生しないよう尽力しなければならない。
- ※3:不特定多数の人が利用又は通行する所の他、屋内であってもそれらから容易に視認できる場合は適用対象となる。
- 6項 必要な運転免許を取得しないか、携帯せずに道路車両を運転した者には1万たかてつの罰金を課す。
- 7項 3章5条に規定の新型感染症感染防止特別法に違反したものには300万たかてつの罰金を科す。
- 8項 灰鉄国内において、車線又は道路の通行規制に背いた者は、10000たかてつの罰金を科す。
- 6条 国はいかなる場合でも、拘束刑や死刑を科すことはできず、また監視刑も罰金を支払えない場合を 除いて行ってはならない。

11章 自治体

- 1条1項 鉄街国内には、国家から独立した政治を行う自治体を置く。
- 2号 自治体は、上位の"市"と下位の"町/村"を置き、業務を分担する。
- 2号2 平方キロあたりの人口密度が100を超える場合は町、100を切る場合は村とする。
- 2号3 ただし、鉄街市と高都市については範囲が大きすぎるため・首都並びに副首都であり、ここで緊急事態が起こると国家の存亡に関わるため、通常と扱いが異なる特別市とし、中には特別区を置く。
- 3号 下位自治体がない区域では、上位自治体が下位自治体の業務を兼任する。
- 4号 人口が広範囲に渡って存在しないところには自治体を置かず、環境省が直接管理する。
- 5号 鉄街学校区には自治体をおかず、教育省が管理する。また何人も鉄街学校区に籍を置き、居住することはできない。
- 6号 畑地区には自治体を置かず、国家農業省が普通市と村の役割を兼任する。
- 2項 普通市と区自治体は、人籍を管理し、9章5条に定める各種届けを取り扱う。
- 3項 全ての自治体には1名の首長及び国会から独立した自治体議会、首長の下に実際に政治を行う機関を置く。
- 4項 市と区自治体は政治を行う機関内に局部課を設けて業務を分担させることが出来る。
- 5項 市と区自治体はその範囲内のみ適用される法律(条例という)を制定できる。
- 2号 特別市とその中の特別区で相反する条例が制定された場合は、特別区条例を優先する。
- 3号 全ての条例は憲法に相反できないがその他の国家法には逆らえる。
- 6項 普通市と特別区の収入は、全て税金であり、その種類と割合は12章に定める。
- 2号 特別市の収入は、全て国家政府から支出する。
- 3号 町村の収入は、市収入の内25%を人口に応じた割合で配分する。
- 7項 区町村自治体同士での紛争が発生した場合、上位の市は仲裁に務めなければならない。

2条1項 自治体の政治構造については概ね国家政治と同様であるため、3章の読み替えで対応する。ただし、3条4項による省庁規定は自治体には適用されない(自治体首長が住民の同意のもと局部課を決定する)

2項 自治体首長選挙は、通常国家大統領選挙と同時に行われ、自治体範囲を選挙区とするが外からも立候補・投票できる。ただし、複数の首長選挙に同時に立候補することはできない。

3条1項 普通市と区自治体は各種人籍に関する届けを期限が超過しても受け取りを拒否してはならないが、自治体は それに対し過料を請求できる。

2項 普通市と区自治体は本人から請求を受けた場合、人籍のコピーを提供しなければならない。

2号 町村自治体に請求が行われた場合は、請求を普通市に転送しなければならない。

12章 税金

1条 国家は国民によって運営される概念のもと、国民はそれを達成するため正当に課される税金を納めなければならない。

2号 3章7条4項に定める生活保障を受けている者は、全て税金を免ずる。

2項 生活に必要な最低限のもの以外を全て売却しても税金を支払えない場合は、これを無利子で延納しなければならない。期限は本人が死去するまでとし、相続人に延納税金を引き継がせない。

2号 延納待ちの税金があるものには、それ以上税金を課されない。

3項 資産税を計算するのに用いる資産額は、以下の通りとする。

- メーカーが指定した販売価格(購入後の変更も適用)>実際に購入した金額、無償提供品についても同等品が販売されていれば前記による。無償提供の同等品が販売されていない物品については、生産原価とする。生産費用が掛かっていない場合は、無償とみなす。
- 入手から1年を超える場合は、上記から1年ごとに1%減少する。
- 通貨については額面通りの価値であり、減少しない。預金していても同様である。ただし、鉄街国内で使用や両替ができない通貨については、上による。また、借入金には課税しない。
- 仮想通貨、ポイントについては両替できる通貨と同様にする。ただし、無償付与または還元されたものに ついては不課税とする。

4項 ポイント還元またはその利用については、支出にも収入にもならない。

2条1項 国民は1年に1度、保有する資産額のうち以下に定める割合を資産税として国及び人籍がある自治体に納めなければならない。

- 資産総額が1000たかてつに満たない場合: 免除
- 資産総額が1000たかてつ以上100万たかてつ未満:国に0.1%、普通市・特別区自治体に0.1%
- ・ 資産総額が100万たかてつ以上1兆たかてつ未満:国に1%、普通市・特別区自治体に0.5%
- 資産総額が1兆たかてつ以上:国に40%、普通市・特別区自治体に45%

2項 一定以上の収入がある国民は1ヶ月に1回、総収入の内以下に定める割合を収入税として国及び住所がある自治体 に納めなければならない。

- 月収100万たかてつ未満:免除
- ・ 月収100万たかてつ以上1億たかてつ未満:国に1%、普通市・特別区自治体に1%
- 月収1億たかてつ以上:国に40%、自治体に35%

3項 収入から支出を引いた額(利益という)が以下に定める額に達する会社は1年に1回、利益のうち以下に定める割合を会社税として国及び本社を置く自治体に納めなければならない。

- 年利益10万たかてつ未満:免除
- 年利益10万たかてつ以上1億たかてつ未満:国に0.1%、特別区・普通市自治体に1%、
- 年利益1億たかてつ以上:国/普通市・特別区自治体双方に1%
- 年利益100億たかてつ以上:国/普通市・特別区自治体双方に45%

4項 会社は1年に一度、保有する資産額のうち以下に定める割合を会社資産税として国及び本社を置く自治体に収めなければならない。

- 資産総額1億たかてつ未満:免除
- 1億-100億:国に15%、自治体に15%
- 100億以上:国に50%、自治体に45%
- 2号 ただし以下の場合は、これを減免する。なおこれらは重複して適応され得るが、0が減免上限で負にはならない。
 - 1. 公共交通機関において、当該年度の法定休日のみ稼働した車両については、その価値に関わらず会社資産税を40% 減免する。
 - 2. 公共交通機関において、当該年度の法定休日以外のみ稼働した車両については、その価値に関わらず会社資産税を 2.0%減免する。
 - 3. 公共交通機関において、当該年度内で稼働していないのが100日以上の車両には、その価値に関わらず会社資産 税を30%減免する。
 - 4. 公共交通機関において、当該年度内で100日未満しか稼働していない車両には、その価値に関わらず会社資産税 を30%減免する。
 - 5. 単年度赤字の会社では、全額免除する。

6. 単年度の収入が会社資産税課税額の10倍を割る場合は、収入の10%を課税する。

13章 公害

- 1条1項1号 半径1キロメートル内に人工物が存在する地点で150db以上の騒音を発生させてはならない。
- 2号 半径1キロメートル内に4章に定めるいずれかの教育機関が存在する地点で90db以上の騒音を発生させてはならない。
- 3号 半径1キロメートル内に夜間に宿泊できる施設*もしくは住民が1名以上居住する住宅がある地点では、50db以上の騒音を発生させてはならない。
- ※ベッド又は布団などにより、睡眠を取ることが出来る施設。
- 2項 自然に存在する水は、いかなる理由でも飲用できない程*汚染してはならない。
- ※一般に飲用すると健康被害が発生する水準
- 3項 自然に存在する大気は、発生地点から1ミリメートル以上変色する程汚染してはならない。
- 4項 発生地から1キロメートル地点にて、震度1以上の地震として観測される地盤振動を発生させてはならない。
- 2条 すべての人は、人工的活動により発生する有害物質またはその他不快な事象による健康被害を受けること無く生活する権利を持ち、いずれの団体及び個人もこれを侵害してはならない。

14章 武装

1条 個人、企業などの団体、あるいは国家は、自己を防衛するために限って、武装を行う権利がある。

2条1項 武装は、いかなる場合でも自己防衛以外に使用してはならない。

2項 武装は、自己防衛の範囲を超えて保有し、また使用してはならない。

15章 銀行

1条 鉄街国の通貨は、鉄街国の2つの特別市を結ぶ最重要列車である特別急行たかてつ号に基づき、鉄街たかてつ、略称TTとする。

- 2条1項 鉄街たかてつは、鉄街国立銀行が発行し、流通するものとする。
- 3項 鉄街国立銀行は、あらゆる者の要求に応じて、傷んだ貨幣を取り替えなければならない。
- 4条1項 国内で鉄街たかてつと他の通貨を交換する場合は、以下に定めるレートでなければならない。
 - 1. 鉄街1たかてつ=日本国0. 77825円
 - 2. 鉄街1たかてつ=アメリカ合衆国0. 008ドル
 - 3. 鉄街1たかてつ=中華人民共和国0. 011元
 - 4. 鉄街1たかてつ=大韓民国5. 1475ウォン
 - 5. 鉄街1たかてつ=ヨーロッパ連合0. 0075275ユーロ
 - 6. 鉄街1たかてつ=グレートブリテン及び北アイルランド連合王国0. 00593ポンド
 - 7. 鉄街 1 たかてつ=ロシア連邦 0. 1575ルーブル
- 2項 定めのない通貨は国内で交換してはならない。
- 5条 政府および鉄街国民のため、政府貨幣省は鉄街国立銀行を運営する。
- 2項 政府と自治体は鉄街国立銀行のみに口座を持つ。
- 3項 政府、自治体、企業、個人などは、鉄街国内で銀行を決済に利用する場合、鉄街国立銀行を対象に含めなければならない。なお、何人も民間の銀行を利用することを妨げない。
- 4項 鉄街国立銀行は、原則として全ての個人と企業が口座を持てる。なお、当人の申請なき場合は、自動で口座が作られる ことはない。
- 2号 ただし、日本語を理解できない外国人は除く
- 5項 金利は貨幣省が設定し、国会で承認を受けた翌日0時に改定される。
- 6項 鉄街国立銀行は、総本店を鉄街中央駅前に、第二本店をアクセス都市駅前に置く。
- 2号 支店を以下に置く
- 1. 環鉄中央駅前
- 天守閣前
 滝山駅前
- 4. 大田駅前
- 5. 大田団地駅前
- 東大郎駅前
- 7. 郊外団地駅前
- 8. 樫原団地駅前
- 9. 鉄街学校区駅前
- 10. 交通公園前駅前11. 高都市中央駅前
- 12. 三条空港
- 13. 東海岸港
- 14. 単線起点駅前
- 15. 観光温泉駅前
- 16. アクセス地区駅前
- 17. 西鉄街団地北駅前
- 18. アクセスマンション駅前
- 19. 三条マンション駅前
- 20. 詰所線分岐駅前

- 21. 詰所前駅前
- 22. 灰鉄国灰鉄駅前空港
- 23. 灰鉄商業空港
- 7項 鉄街国立銀行の赤字は、通貨発行によって賄われる。
- 2号 鉄街国立銀行の黒字は、通貨失効とする。

16章 医療

- 1条 鉄街国内の医療行為を行うもの、また医療施設を営業しようとするものは国の定める医師資格を取得し、認可を受けなければならない。
- 2項 いかなる場合でも、皮膚を破って体内に直接物質を注入してはならない。
- 2条1項 鉄街国内には、役割の違いから2種の医療機関を設ける。
 - 1. 大規模で高度な医療を中心とし、主に診療所で対処できない重症患者を取り扱う病院(総合病院)
 - 2. 小規模で一般的な医療行為を行い、より患者に近い診療所
- 2項 役割分担を促進するため、診療所の紹介を受けずに病院を利用したものには4条2項の免除者を除いて4条1項に 基づく利用料金に加え100たかてつを追加で課す。
- 3条1項 国はいつでもどこでもすべての人が医療を受けられるよう努めなければならない。
- 2項1号 1項を達成するため、国は医療施設空白地域か生じないよう、国営の医療施設を設ける義務を負う。
- 2号 国立総合病院(2条1項1に基づく)は以下の場所に設けるものとする。
 - A 鉄本線、鉄街環状鉄道環状線、高速鉄道本線、鉄街メトロ鉄街線鉄街中央駅前
 - A 鉄本線滝山駅、高速鉄道高速滝山駅、鉄街メトロ本線地下鉄滝山駅、鉄街環状鉄道環状線環滝山駅、鉄街環状鉄道空港・観光線空滝 山駅前
 - 鉄街環状鉄道環状・アクセス・空港・観光線、CST鉄街線、鉄街メトロ本線・鉄街線環鉄中央駅前
 - 鉄街環状鉄道アクセス線、鉄街メトロ本線、CST鉄街線西鉄街団地北駅前
 - A 鉄本線、鉄街メトロ本線退避駅、高速鉄道高速退避駅前
 - 鉄街環状鉄道環状線、大田パーク線大田団地駅前
 - A 鉄本線大田駅、高速鉄道高速大田駅前
 - A 鉄本線、団地線、アクセス線東大郎駅、高速鉄道高速東大郎駅前
 - A 鉄本線、郊外団地鉄道本線郊外団地駅、高速鉄道高速郊外団地駅前
 - A 鉄本線鉄街学校区駅前
 - A 鉄本線樫原団地駅前
 - A 鉄本線、詰所樫原線、高都市メトロ本線交通公園前駅、高速鉄道高速交通公園前駅前
 - A 鉄本線、高速鉄道アクセス都市駅、高都市メトロ本線、地区線地下鉄アクセス都市駅前
 - A 鉄本線 A 鉄高都市中央駅前
 - 高都市メトロ本線、水浴線、CST アク都市線高都市中央駅前
 - A 鉄アクセス線、鉄街環状鉄道アクセス線、観光線アクセスマンション駅前
 - 鉄街環状鉄道観光線単線起点駅前
 - A 鉄アクセス線、鉄街環状鉄道アクセス線、畑地区連絡鉄道本線、高都市メトロアクセス線アクセス地区駅前
- 3号 国立診療所(2条1項2に基づく)は以下の場所に設けるものとする。
 - 2号規定と同様の場所
 - A 鉄本線天守閣前駅前
 - 鉄街環状鉄道観光線、空港線、アクセス線アク観空連駅前
 - 鉄街環状鉄道アクセス線、鉄街メトロ本線鉄街団地南駅前
 - A 鉄本線、鉄街環状鉄道アクセス線、大田パーク線環大田駅前
 - A 鉄本線大郎駅前
 - A 鉄団地線、郊外団地鉄道本線三条マンション駅前
 - A 鉄団地線三条団地駅前
 - 郊外団地鉄道本線、登山線北郊外団地駅前
 - A 鉄本線、詰所樫原線詰所線分岐駅、A 鉄アクセス線地下詰所線分岐駅前
 - A 鉄詰所樫原線、鉄街環状鉄道アクセス線詰所商街駅前
 - A 鉄詰所樫原線、高速鉄道詰所前駅前
 - 鉄街環状鉄道観光線観光温泉駅前
 - A 鉄本線高都市団地駅、高都市メトロ本線地下鉄高都市団地駅前
- 3項 また1項を達成するため医療施設は原則として、休業日や時間を設けてはならない。やむを得ない場合は、事前に 国に申請し、代替の確保費用を全額負担しなければならない。
- 4条1項 通常、医療施設はその設備を維持向上するため医療施設は利用者に対し利用料金を請求できる。
- 2項 ただし、以下の場合は国が負担するか免除しなければならない。
 - 1. 3章7条4項に基づく生活支給を受けている者
 - 2. 9章5条内に規定のDNA鑑定・死亡証明などの作成
 - 3. 6歳に満たない者
 - 4. 5条に規定の予防接種・並びに抗体検査
- 5条 大衆に感染症が流行することを防ぐため、原則全ての国民は感染症に対する抗体を一定以上保持しなければならない。
- 2項 この法律によって抗体を持たなければならない感染症は国家が存在を認知している全てである。
- 3項 抗体が十分でない場合は、感染症原因物質もしくはその再現物を摂取し、抗体を増加させなければならない。
- 4項 感染症原因物質の再現品は、原則として国家科学省が開発製造する。

5項 新型感染症が出現した場合は、それから1ヶ月以内に感染症原因物質の再現品を開発し、製造を始めなければならない。延滞した場合、科学省は1日毎に100たかてつの罰金を全国民に支払う。

17章 交通

- 1条1項 ここでは鉄街国内の交通施設及び車両、また運行基準について規定する。
- 2項 この法に規定されていて、特認なく運行できる交通は以下4種である。
 - 1. 鉄道
 - 2. 道路(車両)
 - 3. 船舶
 - 4. 航空機
- 2条1項 鉄道は、金属製の原則として2本の軌条の上に車両を走行させる交通機関である。
- 2項 鉄道を運営するものは、交通省の認可を受けなければならない。ただし、最高速度が15km/h以下で、軌間が500ミリメートル以下かつ、不特定多数が利用しない(私用)の場合は除く。
- 3項 鉄道は、普通鉄道と高速鉄道の2種に分類する。
- 2号 普通鉄道は最高速度が200km/hに満たないもの、高速鉄道は最高速度が200km/hを超過するものを言う。
- 4項 鉄街国の普通鉄道は、原則として軌間1067ミリメートル、直流1500ボルト電化または非電化、地上信号式で安全装置 ATS-P を併用するものとする。
- 2号 高速鉄道は、原則として軌間1435ミリメートル、交流25000ボルト電化、デジタル ATC で車上信号式とする。
- 3号 灰鉄国内の路面鉄道は、最高速度を45km/hとする。
- 5項 普通鉄道の車両は、安全のため以下の条件を満たさなければならない。
 - 1. 営業最高速度から下り100パーミルの勾配にて最大ブレーキで500m以内に停止できること
 - 2. 営業最高速度で質量10t、1m3の立方体に衝突しても客室や運転士に被害が及ばないこと
 - 3. 周辺の地上設備や他の列車に接触しない車体の大きさであること
- 2号 高速鉄道の車両は、以下の基準とする。
 - 1. 営業最高速度から平坦なところで最高ブレーキにて2km以内に停止できること
 - 2. 営業最高速度で1kg、1cm2、静止した物体に衝突しても客室や運転士に被害が及ばないこと
- 6項 原則として、車両を移動する目的で本線上を2駅以上非営業で走行する運用を策定し、また運行してはならない。 ただし、性能確認試験など単発かつ営業すると危険な場合は除く。
- 7項 すべての区間において、毎時1往復以上各駅に停車する列車を運転しなければならない。これが出来ない場合は、 その鉄道線を廃止する。
- 3条1項 道路は、アスファルトなどで舗装されており、歩行者や道路車両が通行できる道のことをいう。
- 2号 道路車両とは、以下のものをまとめて言う。
 - 1. ゴムなどの車輪があり、人力又はその他の動力で走行する車両。
 - 2. 馬などの動物で、人が乗って移動できるもの
- 3号 道路車両のうち、内燃機関や電力を主とせず人力や動物によって走行する車両を軽車両という。
- 3号2 軽車両と歩行者は、3項2号の規定を満たす貨車客車等を1つ牽引できる。
- 2項 道路は、政府交通省が生活用として建設運営する他、民間や自治体も道路を建設できるが、その場合は交通省に届け出なければならない。
- 2号 道路は、以下の規格に準拠しなければならない。
 - 1. 歩行者と軽車両のみ通行可能な小道路:幅1m以上、長さ50cm以上、勾配+-100パーミル以下、階段禁止
 - 2. 歩行者のみ通行可能な極小道路:幅80cm以上、長さ10cm以上、勾配+-100パーミル以下、階段は1段高さ10cm以下で、1段奥行き50cm以上
 - 3. 通常の車両も通行可能な一般道路:幅3m以上、長さ1m以上、勾配+-100パーミル以下、階段禁止、曲線半径50m以上また は直角カーブ
 - 4. 通常の車両のみ通行できる高規格道路:幅4m以上、長さ100m以上、勾配+-100パーミル以下、階段禁止、曲線半径100m以上、平面交差禁止
- 3項 通常の道路車両は、以下の基準を満たさなければならない。
 - 1. 最高速度40km/h以上を1時間継続して出せること
 - 2. 時速130kmにて1t、1m3の静止した立方体に衝突しても一切の傷が認められないこと
 - 3. 幅1m以下、長さ10m以下であること
 - 4. 最高速度から下り100パーミルの勾配で最大ブレーキにて100m以内に停止できること
- 2号 軽車両は、以下の基準を満たさなければならない。
 - 1. 時速20kmにて1t、1m3の静止した立方体に衝突しても軽車両自身に一切の傷が認められないこと。
 - 2. 幅1m以下、長さ3m以下であること
 - 3. 50 k m/h以上を1分以上出せないこと
 - 4. 最高速度から下り100パーミルの勾配で最大ブレーキにて20m以内に停止できること
- 2号2 軽車両もしくは人力によって牽引する貨車・客車等も、荷物乗客を含めこの基準を満たさなければならない。
- 4項 個別の定めがない限り、各種道路の最高速度は以下の通りとする
 - 1. 極小道路:10km/h
 - 2. 小道路: 20 k m/h
 - 3. 一般道路: 45 km/h
 - 4. 高速道路: 130 k m/h

5項 一般道路同士が平面で交わる部分、また一般道路と他種道路が平面で交差する部分には道路信号を置かなければならない。

- 2号 歩行者信号の青の時間は、横断歩道の長さメートルの5倍秒以上でなければならない。
- 3号 歩行者用信号は、原則として平行する車両信号に連動するので、車両信号も同様の時間を確保しなければならない。
- 4号 信号は青から赤に直接変えてはならず、間の黄色信号を設けなければならない。
- 5号 同一の交差点で、青信号の時間に進入方向によって差をつけてはならず、平等に赤と青の時間を設けなければならない。
- 6号 軽車両は車両用信号に従うが、小道路に関しては車両用信号を設けず歩行者信号に従うものとする。
- 7号 灰鉄国内では、必ずしも信号を置く必要はない。
- 6項 軽車両でない通常の道路車両は、以下の場合のみ所有使用できる。これを逸脱して利用する場合は、交通省の特別 許可を得なければならない。
 - 1. 公共交通機関として営業する場合
 - 2. 人力や軽車両牽引貨車では不可能な大きさ、重さの貨物を輸送するトラック類
- 2号 灰鉄国内では、特別な事情なしに自家用車を所有利用しても良い。
- 7項 軽車両または通常の道路車両を運転する者は、予め資格省が実施する試験に合格し、それによって発行される免許 を携帯しなければならない。
- 2号 運転免許は、有効期限を1年とするので、継続して運転する場合は、再受験しなければならない。
- 3号 裁判所と国会・自治体議会は、正当な理由があれば、特定の者の運転免許を剥奪することが出来る。この場合は、無期あるいは有期の再取 得禁止令を付随させることが出来る。
- 3条2 道路車輌を規則的に運行する公共交通機関は、鉄道によって毎時1往復以上片道3時間以内で結 ばれている区間での運行は認めない。ただし、車両を移動する目的で運行する場合は除く。
- 4条 船舶は、浮力によって水上に浮き、内燃機関、電気などの動力を用いて水上を移動するものである。
- 2項 船舶は、交通省が定める安全基準を満たさなければならない。
- 5条 航空機は、揚力によって空中を飛行する交通機関である。
- 2項 航空機は、機種ごとに交通省の安全認証を受けなければならない。
- 4項 鉄道によって毎時1往復以上片道3時間以内で結ばれている区間への運行は認めない。ただし、機材を移動する目 的で運行する場合は除く。

18章 暦&時間

- 1条1項 鉄街国標準時は、GMT+9時間とする。
- 2項 鉄街国では、年表記に西暦を採用し、基本的にはグレコリオ暦に準拠するが、1ヶ月は奇数月(1年が365日時は2月も含む)30/偶数月(365日年は2月を除く)31日とする。
- 2条 以下の日は法定休日とし、一般に学年制学校や職業の休日の目安とする。
 - 1. 全ての週の土、水、日曜日
 - 2. 12月30日~1月2日
 - 3. 3条に定める法定祝日
- 3条 以下の日は法定祝日とし、2条の法定休日に含める。
 - 1. 4月第2月曜日:学年制学校入学記念日
 - 2. 3月第3金曜日: 学年制学校卒業記念日
 - 3. 9月11日: 鉄街国の元祖に当たる旧鉄街地方鉄道グループ A 鉄設立及び最初の開業日
 - 4. 9月5日: 鉄街国独立記念日
 - 5. 7月25日:灰鉄国成立記念日
- 2項 法定祝日は法定休日と異なり強制力を有するものであり、法定祝日に式典等に参加するため休暇を要請された者は 原則としてこれを拒否できないものとする。

19章 事物の開放

- 1条 何人も、自らが創作した事物に対して権利を主張してはならない。
- 2条 何人も、名前を独占してはならない。

20章 検定

検定とは、資格省が実施し、合格した者には証書を与える、一定の能力または学力の客観的指標となるものである。

- 1条 全て検定は、資格省が直接実施しなければならない。
- 2項 本条の規定により、検定の新設を希望する者は国会を通じて資格省に請求しなければならない。
- 3項 資格省以外が新たに検定を考案した場合は、資格省にそれを譲渡しなければならない。

2条

1項 全て検定は、すべての土日水曜日に実施しなければならない。

- 2号 ただし、法定祝日等実施が困難である場合には、国会での承認を以てこれを変更することができる。
- 2項 検定を受ける者に対し、資格省は一切の料金を請求できない。
- 2号 また、3章7条に定める生活保障を受けている者が検定を受けようとする場合は、交通費等も国家が支出する。
- 3項 資格省は検定を受験したものに対し、試験終了から12時間以内にインターネットで結果 を閲覧できるようにしなければならない。
- 2号 紙の結果報告書は全員に発行する必要はないが、以下の場合は無償で発行しなければならない。
- 1. 受験者が請求した場合(請求後20時間以内)
- 2. 受験者がインターネットを利用できないことが明らかである場合(試験終了後12時間以内)

21章 農業

- この章は国内の食料の安定供給を目的として定められる。
- 1条 農業省は畑地区を中心として、農業や漁業などの振興に努めなければならない。
- 2項 何人も、畑地区には日照を遮る高層建築をしてはならない。

22章 その他

- 1条 この憲法は、通常の法改正と同様の手続きをもって改正できる。
- 2条 この憲法は鉄街国の最高法律であるから、この憲法に反する法律・条例は無効となる。